

告 示

埼玉県告示第千三百五十二号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十二月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県越谷市東大沢五丁目一番地二十一

梅宮 和枝

二 指定年月日

平成三十年十二月二十日